総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会(第33回)議事要旨

日時:令和元年7月25日(木)10時00分~11時30分

場所:経済産業省本館17階国際会議室

出席者

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、曽我委員、 武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

小川 博志 関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室長

上手 大地 イーレックス株式会社 経営企画部長

菅野 等 電源開発株式会社 常務執行役員

國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長

竹廣 尚之 株式会社エネット 経営企画部長

恒藤 晃 電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長

(代理出席:電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課 小柳補佐)

小川 博志 関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室長

中村 肇 東京ガス株式会社 電カトレーディング部長

鍋田 和宏 中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長

山田 利之 東北電力株式会社 執行役員 送配電カンパニー電力システム部

技術担当部長

渡辺 宏 出光興産株式会社 上席執行役員

エネルギーソリューション事業本部長

議題:

- (1) 第二次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて
- (2) ベースロード市場について
- (3) 非化石価値取引市場について
- (4) 事業者ヒアリングについて

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 TEL: 03-3501-1511 (内線 4761) FAX: 03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

■ベースロード市場について

- ・示された基準(産業用価格)は、新電力の方にとって厳しいのではないか。
- ・規制改革推進会議で示された提言は、新電力の BL へのアクセスに注目しており、競争の重要性を訴えている。また、前回の TF でも委員は競争の重要性を説いている
- ・一方で、資料の P3 では、大手電力会社の予見可能性を説いている。確かに予見可能性は大事だが、供出者である大手電力会社にセーフハーバーを与えると規制改革推進会議の提言に沿わないどころか、反するのではないか。
- ・需要家が差別化されることはないのか。名目ではなく、実質料金で見ていくべきではないのか。
- ・競争者である新電力の方の意見を聞いて、決めるべきではないか。
- ・小売電気の立場で、単価情報の持つ意味を、営業現場の実際を踏まえてお伝えする。
- ・資料上のデータは公表可能で、取得可能なものではあると認識してはいるが、本来産業用小売価格は他の需要家価格より低廉なものである。あくまで参考になるとは思うが、今回の目的に照らすと、標準料金メニューは適さない。
- ・産業用価格において、もっとも高いものが標準料金メニューである。営業現場では、相対契約等非公表 のものが多数存在しており、標準料金メニューを使っている契約は皆無である。
- ・②の産業用平均単価も注意が必要。平均単価が 17.33 円は高い。産業用平均単価といっても特別高、高圧では違う。また、それぞれの需要家で負荷率が違うので、提示できる価格も異なる。実際、大規模かつ負荷率の高いお客さまは、10~11 円の人が多い。こちらを母集団にしていただくという工夫が要るのではないか。
- ・実績単価を参照するならば、負荷率も見ていただきたい。100%ではないため、実績単価を100%負荷率に換算する必要ある。
- ・今回エネ庁における事前監視の在り方を示されたと考える。競争実態に即した産業用価格を基に、監視 委は平均単価だけではなく、低廉な小売価格とも比較していただきたい。
- 資料Pの3ベンチマークとしてご提案頂いた2つはふさわしくないと思われる。
- ・標準料金メニューはいかなる負荷率にも対応できるため、最も高いものである。実際はもっと安価。この単価だと新電力は競争不可能である。
- ・平均単価を出すのであれば、負荷率100%で考えていただきたい
- ・ここに至った議論の経緯を振り返らせていただくと、当初から監視は監視委であり、それだけで大丈夫 なのかという意見があった。

- ・委員の言うセーフハーバーは起こりえない。エネ庁で見たので問題なく、監視委の監視は要らないということにはならないが、この資料だけではそう捉えられてもおかしくないか。
- ・エネ庁の提出された産業用価格では不十分という意見があるが、代替のものがあればそれも含めて考え ていただきたい。
- ・エネ庁は個々の小売価格を見られないことを考えていただきたい。そこは監視委の役割。より大まかなものを見ていくのがエネ庁。代替案が個々のものを見るという案であれば、エネ庁ではできない。例えば公共入札で出てきたものは、使いやすい。深夜帯とか春秋などしか使わないというものは存在しない。公共入札ででてくる、インコンシスタントなものは問題外。監視委が着実に監視することを求める。売れ残りがあるということは、買い札が安すぎたこともあるとは思う。そうではない場合、大手電力会社の所有する BL に競争力がないことを示すことになる。小売市場で、BL の競争力がない。大手電力会社の小売りが競争力のない BL を仕入れているのであれば、小売りの仕入れ値がおかしいはずである。それでもシェアを失わないのであれば、不当廉売しているか、なんらかの措置が取られているはずである。
- ・そういうところを見ていく、調べていく必要がある。高い売り札を出して、競争力がないことを示す。 監視委は、売れ残りのある会社を重点的に調べてほしい。
- ・産業用価格を算定するのは困難である。工業用と、負荷率の低い人と双方が総合的に活用されながら、 運用していく必要がある。供給力の観点から、小売価格の明確化を一定程度する必要がある。
- ・重複するが、産業用価格の算定難しい。標準料金メニューでは、事実上最高値になる。重要性として は、監視委の事後チェックが重要。監視委の役割が重要になる。
- ・中間とりまとめでは、小売りの平均価格や他社の BL 電源を参照するとされていたが、今回新たに産業用価格が追加された。
- ・BL 市場を作った制度趣旨としては、新電力のBL へのアクセス、イコールフッティングを図ることであるので、その観点から対応していきたい。
- ・このような形で多面的に供出価格をみていくのはいいことである。目的に照らし合わせて、メニュー価格のみならず、事後確認になるかもしれないが見ていただきたい。創設の目的を成就できていないのであれば引き続きこちらの制度検討作業部会で議論していく必要がある。

■非化石価値取引市場について

- ・一受電時点に複数の電源種が存在するケースや複数の燃種の混焼発電の場合の取り扱いについて整理されているが、非化石価値の埋没させているのではなく、しっかりと認定を行い非化石価値として認定していくという方向性につき、事務局案に賛成。
- ・非化石電源を保有する事業者についてもそうすることで事業の意欲を高めることに繋がると思うので、 しっかり認定していくことが重要だと認識。
- ・認定を行う上では正確性が重要になってくると認識しており、事務局案にあるとおり、他の制度に既に 運用されている制度を適用することによって担保していくということについても事務局案に賛成。

- ・これまでと同様に非化石価値の埋没を防ぐという観点から、アグリゲーターについても非化石価値を取り扱うことを可能となるよう発電事業者に準じるものとしてとり扱うことに賛成する。整理された内容は、非化石証書の取引とも整合的かと思料。
- ・P. 16 のアグリゲーターが一般家庭の代わりとなって電気を販売することが提示されていると思うが、法的には一般家庭の代理となるのか。或いは、アグリゲーターが自己勘定で取引をするのか。商法上の問屋のような位置付けか。また、証券会社のように手数料を取って証書を小売事業者に販売するようなことも想定されるのか。
- ・一般家庭とアグリゲーター間の契約関係にも依ると思うが、そのあたりを追って明確化された方がより 取引が円滑に進むのではないか。
- ・非化石価値の埋没という観点からで、高度化法の枠組みからは外れてしまうかもしれないが、今後蓄電池や分散型自家消費の利用が進んでいくなかで、そういった低炭素社会への取り組みをうまく使えるようにならないか。高度化法の仕組みからは外れているということは認識しており、この場で取り扱うのが相応しいのかも含めてご議論頂きたい。
- ・非FITの取引が始まる前に環境価値を整理頂きたい。また、必要に応じて整理して統合していく必要があるのではないか。本邦には、Jクレ、G証書、非化石証書と本邦には環境価値を取り扱う証書が3つもあるが、それぞれ本当に被りがないか、検証する必要があるのではないか。
- ・非化石証書については非FIT と FIT があるが、それらの価値が同じだけどどういった条件が違うのか整理頂きたい。
- ・アグリゲーターのような事業者が非化石証書の取引をすることになれば、様々な事業者が JEPX で口座を持つことになる。口座を持つためには会費などコストが発生するわけで、誰かに代理で口座を管理頂くことが可能になれば、その負担を減らすことができると考えており、どこかの場で検討頂ければ。

■事業者ヒアリングについて

- ・電力量の計量はどのようにやっているのか。
- FIT と非FIT の割合はどの程度なのか
- ・販売している電力の中で、販売先から産地指定を要望される場合と、産地指定をされない割合はどの程 度か
- ・通常の電力量の計量と同様に、TSO が計量している30分値を利用している。
- ・割合はFITが太宗となる。全部で30万のうち、非FITが1万くらい。残りはFIT。トラッキングサービスを受けている方は現在20件ほど。今後、拡大が見込まれる。
- 現状の調整力の運用はどのようになっているのか
- ・基本的に買い分が余剰となるよう調達しており、余ったものをシェービングして市場に売っている。 仮に不足になった場合は、市場から買ってくる。